

○総務省告示第四十六号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条の規定に基づき、同法第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる登録（区分の追加）について、次のとおり公示する。

令和三年二月十八日

総務大臣 武田 良太

- 1 名称 PHOENIX TESTLAB GmbH
- 2 住所 Königswinkel 10, D-32825 Blomberg, GERMANY
- 3 登録に係る区分 電波法（昭和25年法律第131号）第38条の2の2第1項各号に掲げる事業の区分（平成18年6月12日登録）

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第4条各号に掲げる事業の区分（令和2年12月10日登録）